



2022年12月6日

各 位

上場会社 フジテック株式会社
代表者 代表取締役社長 岡田 隆夫
(コード番号 6406)
問合せ先責任者 取締役専務執行役員財務本部長 土畑 雅志
(TEL 072-622-8151)

株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

当社は、当社株主らより、会社法第297条第1項の規定に基づき、臨時株主総会招集の請求(以下「本請求」といいます。)に関する書面(2022年12月1日付「臨時株主総会招集請求書」)(以下「本請求書」といいます。)を2022年12月5日に受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 請求者の概要
Oasis Investments II Master Fund Ltd.及び Oasis Japan Strategic Fund Ltd.
請求者らによれば、請求者らは、両者で合算して、発行済株式総数の100分の3以上の株式を6か月前から引き続き有しているとのことです。
 2. 請求が行われた年月日
2022年12月5日
 3. 請求の内容
(1) 株主総会の目的事項
 - ① 社外取締役6名(杉田 伸樹、山添 茂、遠藤 邦夫、引頭 麻実、三品 和弘及び大石 歌織)解任の件
 - ② 以下の社外取締役7名選任の件
社外取締役候補者 浅見 明彦
同 深田 しおり
同 トーステン・ゲスナー(Torsten Gessner)
同 クラーク・グラニンジャー(Clark Graninger)
同 金子 裕子
同 海野 薫
同 ライアン・ウィルソン(Ryan Wilson)
 - ③ 社外取締役の個人別の基本報酬額決定の件
 - ④ 社外取締役に対する事後交付型株式報酬の付与の件
 - ⑤ 社外取締役に対する株価条件付事後交付型株式報酬の付与の件
 - ⑥ 取締役(社外取締役を除く)に対する事後交付型株式報酬の付与の件
 - (2) 招集の理由
本請求書の全文を別紙として添付しておりますので、ご参照ください。
4. 当該請求への会社の対応方針
本請求に対する当社の対応方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第開示いたします。

以 上

令和4年12月1日

〒522-8588

滋賀県彦根市宮田町591番地1

フジテック株式会社

代表取締役社長

岡田 隆夫 様

〒100-0011

東京都千代田区内幸町二丁目2番2号

富国生命ビル

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

TEL: 03-5501-2111

FAX: 03-5501-2211

Oasis Investments II Master Fund
Ltd.

Oasis Japan Strategic Fund Ltd.

代理人

弁護士 河村 明雄



同 町田 行人



同 水上 高佑



代

同 官前 豪



代

(連絡担当)

臨時株主総会招集請求書

冠省

当職らは、Oasis Investments II Master Fund Ltd. 及びOasis Japan Strategic Fund Ltd. (以下「請求者」といいます。)の代理人として、以下のとおりにご連絡いたします。

請求者は、フジテック株式会社 (以下「当社」といいます。)の株主であり、両者で合算して、6か月前から引き続き発行済株式総数の100分の3以上である3,272,000株 (内、Oasis Investments II Master Fund Ltd. が800,000株、Oasis Japan Strategic Fund Ltd. が2,472,000株)の株式を有しております。請求者は、会社法第297条第1項に基づき、下記のとおり当社の臨時株主総会を招集することを請求いたします。また、会社法第305条第1項に基づき、その臨時株主総会の招集にあたっては、下記1. 記載の株主総会の目的事項及び2. 招集の理由記載の議案の要領を株主に通知するよう請求いたします。

記

1 株主総会の目的である事項

第1号議案 社外取締役6名 (杉田 伸樹、山添 茂、遠藤 邦夫、引頭 麻実、三品 和広及び大石 歌織) 解任の件

第2号議案 以下の社外取締役7名選任の件

社外取締役候補者	浅見 明彦
同	深田 しおり
同	トーステン・ゲスナー (Torsten Gessner)
同	クラーク・グラニンジャー (Clark Graninger)
同	金子 裕子
同	海野 薫
同	ライアン・ウィルソン (Ryan Wilson)

第3号議案 社外取締役の個人別の基本報酬額決定の件

第4号議案 社外取締役に対する事後交付型株式報酬の付与の件

第5号議案 社外取締役に対する株価条件付事後交付型株式報酬の付与の件

第6号議案 取締役 (社外取締役を除く) に対する事後交付型株式報酬の付与の件

2 招集の理由

- (1) 当社の持続的成長のために社外取締役を刷新し、ガバナンス改革を実行するとともに、社外取締役の報酬を引き上げるべきこと

フジテックの現社外取締役は、長年に亘り、内山高一氏が当社と行った関連当事者取引に関する取締役会や、その関連当事者取引が引き起こされた劣後したコーポレート・ガバナンスの状況を積極的に是認する取締役会の決議に参加してきました。また、第75期の定時株主総会で、内山社長の取締役再任提案を突如取り下げて内山氏の再任提案が否決される事態を避け、そればかりか、株主への説明責任を果たしていない内山氏を株主総会の承認を経ない会長職にそのまま祭り上げ、長年の関連当事者取引の説明責任を不問にし、内山氏が引き続き経営に関与する仕組みを構築しようとしています。

現在の社外取締役は、このように内山家と連携する立場をとっています。そして、内山家が不適切な関連当事者取引を行ない、当社の持続的成長に向けたリーダーシップを内山氏が発揮してこなかった責任の追及を怠っており、株主、従業員、顧客を含むすべての利害関係者の利益よりも内山家の利益を優先しています。

フジテックの現社外取締役のこれらの行為はすべて、コーポレートガバナンス・コードや日本取引所グループの「ハンドブック独立役員の実務」及び経済産業省策定の「社外取締役の在り方に関する実務指針」で定められた社外取締役が担うべきと期待された責務からはかけ離れています。

従って、請求者は、当社の現在の6名の独立取締役を全て解任し、当社のコーポレート・ガバナンスと収益を大幅に改善し持続的成長を遂げるために以下の7名の候補を社外取締役候補として推薦します。

また、当社の中長期的な企業価値の向上を図るためには、取締役会において多様性に富んだ優秀な人材を確保するとともに、社外取締役を含む取締役が一体となって、企業価値を高めるための戦略を策定し、必要な施策を積極果断に講じることが不可欠です。

そこで、請求者は、新たに選任される社外取締役7名に対し、その役割に相応しい基本報酬及び本臨時株主総会の開催日の翌日（午前零時）から3年を経過する日までの間を対象期間とする中期インセンティブ報酬として、株価条件の設定されていない事後交付型株式報酬及び株価条件の設定された事後交付型株式報酬を付与することを提案いたします。加えて、当社の社外取締役以外の取締役を対象として、本臨時株主総会終了後3年間を対象期間とする中期インセンティブ報酬として、株価条件の設定された事後交付型株式報酬を付与することを提案いたします。

- (2) 第1号議案 社外取締役6名解任の件について

杉田伸樹氏は、2017年6月に当社の取締役に就任して以来、取締役会の一員として、当社と内山高一氏との間で行われた利益相反上の問題のある関連当事者取引を調査及び監督することができる地位にありました。請求者は、2020年7月に、内山氏による関連当事者取引の調査を要請いたしましたが、杉田氏は何ら必要と考えられる措置をとることなく、さら

なる不適切な関連当事者取引が行われることを阻止できませんでした。例えば、杉田氏は、2021年5月12日、当社が所有していたドムス元麻布104号室を内山雄介氏（内山高一氏の息子）が代表取締役を務める私的な法人に対して、適正価格と比して大幅な値引きをして売却することを承認する取締役会決議に参加しておりました。また、杉田氏は、当社との間に利害関係のある西村あさひ法律事務所に依頼して、内山氏の疑惑を不問に付すという結論ありきの明らかに偏った調査報告書を提出させたことに関し、当該調査を主導する会議体の一員として重要な役割も担っていました。さらに、杉田氏は、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長であるにもかかわらず、調査報告書を十分精査せず、2022年5月29日に開催された指名・報酬諮問委員会において内山高一氏の再任議案を見直さなかった点に大きな問題があります。社長その他役員を選定プロセスの透明性の欠如及び、サクセッションプランを定めずにいた点も問題です。

また、当社は、2022年6月23日、内山氏を取締役候補者とする定時株主総会に付議予定の議案を関連当事者取引に関する疑惑を受けて撤回したにもかかわらず、定時株主総会閉会直後の取締役会において、株主に対する何らの説明責任を果たしていない内山氏を株主総会の承認を経ずにすむ会長にそのまま任命しました。このことは、株主に対する背信行為というべきです。杉田氏は、不適切な関連当事者取引を行った内山氏の責任を不問にし、おまけに、内山氏の経営への継続的な関与を可能にし、そして、さらなる関連当事者取引を阻止できずにいることは明らかです。

また、杉田氏は、内山氏に対する疑惑が明るみになった後も、当社が虚偽の事実を公表することを阻止できず、第三者委員会による追加調査においても、「株主により指摘を受けた関連当事者取引その他行為について、法的にも、企業統治上も問題ない」という当初の調査の結論を見直さず、「本取引に対する、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の疑念を払拭し、更にご安心いただく」なる目的の追加調査を2022年6月17日の取締役会の決議に参加して決定し、内山氏に有利な結果が出るのが必然であるような結論ありきの調査を実施させるなどの対応に終始しています。このような当社の利益に反する対応をしたことの責任も問われるべきです。

さらに、杉田氏には、当社が適切な成長戦略を策定するよう監督する義務があったにもかかわらずそれを怠ったこと、経営管理能力及び内部統制の欠如、内部告発者の不十分な保護、同社が他社と比べてESG上劣後している点にも責任を負っています。

これらの行為はすべて、コーポレートガバナンス・コードや日本取引所グループの「ハンドブック独立役員の実務」及び経済産業省策定の「社外取締役の在り方に関する実務指針」で定められた社外取締役が担うべきと期待された責務を果たせず、なんらベストプラクティスに合致しないものでした。

以上のとおり、杉田氏は、一般株主の利益よりも内山家の利益を優先してきました。同氏は、当社の取締役として、内山氏の悪質な行動を監督して一般株主の利益を守るという役割を果たさず、それどころか、内山氏を、株主総会で選任されていないにもかかわらず、当社へ

の影響力と支配力を行使することができ、株主に対して説明責任を負わない有給の役職である当社の会長に任命したことから、内山氏が自身の利益の確保することに、むしろ、同氏は進んで加担していると言わざるを得ません。

山添茂氏は、2018年6月に当社の取締役役に就任して以来、取締役会の一員として、当社と内山高一氏との間で行われた利益相反上の問題のある関連当事者取引を調査及び監督することができる地位にありました。請求者は、2020年7月に、内山氏による関連当事者取引の調査を要請いたしましたが、山添氏は何ら必要と考えられる措置をとることなく、さらなる不適切な関連当事者取引が行われることを阻止できませんでした。例えば、山添氏は、2021年5月12日、当社が所有していたドムス元麻布104号室を内山雄介氏（内山高一氏の息子）が代表取締役を務める私的な法人に対して、適正価格と比して大幅な値引きをして売却することを承認する取締役会決議に参加しておりました。また、山添氏は、当社との間に利害関係のある西村あさひ法律事務所に依頼して、内山氏の疑惑を不問に付すという結論ありきの明らかに偏った調査報告書を提出させたことに関し、当該調査を主導する会議体の一員として重要な役割も担っていました。さらに、山添氏は、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の構成員であるにもかかわらず、調査報告書を十分精査せず、2022年5月29日に開催された指名・報酬諮問委員会において内山高一氏の再任議案を見直さなかった点に大きな問題があります。社長その他役員を選定プロセスの透明性の欠如及び、サクセッションプランを定めずにいた点も問題です。

また、当社は、2022年6月23日、内山氏を取締役候補者とする定時株主総会に付議予定の議案を関連当事者取引に関する疑惑を受けて撤回したにもかかわらず、定時株主総会閉会直後の取締役会において、株主に対する何らの説明責任を果たしていない内山氏を株主総会の承認を経ずにすむ会長にそのまま任命しました。このことは、株主に対する背信行為といふべきです。山添氏は、不適切な関連当事者取引を行った内山氏の責任を不問にし、おまけに、内山氏の経営への継続的な関与を可能にし、そして、さらなる関連当事者取引を阻止できずにいることは明らかです。

また、山添氏は、内山氏に対する疑惑が明るみになった後も、当社が虚偽の事実を公表することを阻止できず、第三者委員会による追加調査においても、「株主により指摘を受けた関連当事者取引その他行為について、法的にも、企業統治上も問題ない」という当初の調査の結論を見直さず、「本取引に対する、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の疑念を払拭し、更にご安心いただく」なる目的の追加調査を2022年6月17日の取締役会の決議に参加して決定し、内山氏に有利な結果が出るのが必然であるような結論ありきの調査を実施させるなどの対応に終始しています。このような当社の利益に反する対応をしたことの責任も問われるべきです。

さらに、山添氏には、当社が適切な成長戦略を策定するよう監督する義務があったにもかかわらずそれを怠ったこと、経営管理能力及び内部統制の欠如、内部告発者の不十分な保護、

同社が他社と比べて ESG 上劣後している点にも責任を負っています。

これらの行為はすべて、コーポレートガバナンス・コードや日本取引所グループの「ハンドブック独立役員の実務」及び経済産業省策定の「社外取締役の在り方に関する実務指針」で定められた社外取締役が担うべきと期待された責務を果たせず、なんらベストプラクティスに合致しないものでした。

以上のとおり、山添氏は、一般株主の利益よりも内山家の利益を優先してきました。同氏は、当社の取締役として、内山氏の悪質な行動を監督して一般株主の利益を守るという役割を果たさず、それどころか、内山氏を、株主総会で選任されていないにもかかわらず、当社への影響力と支配力を行使することができ、株主に対して説明責任を負わない有給の役職である当社の会長に任命したことから、内山氏が自身の利益の確保することに、むしろ、同氏は進んで加担していると言わざるを得ません。

遠藤邦夫氏は、2019年6月に当社の取締役に就任して以来、取締役会の一員として、当社と内山高一氏との間で行われた利益相反上の問題のある関連当事者取引を調査及び監督することができる地位にありました。請求者は、2020年7月に、内山氏による関連当事者取引の調査を要請いたしましたが、遠藤氏は何ら必要と考えられる措置をとることなく、さらなる不適切な関連当事者取引が行われることを阻止できませんでした。例えば、遠藤氏は、2021年5月12日、当社が所有していたドムス元麻布104号室を内山雄介氏（内山高一氏の息子）が代表取締役を務める私的な法人に対して、適正価格と比して大幅な値引きをして売却することを承認する取締役会決議に参加しておりました。また、遠藤氏は、西村あさひ法律事務所より提出された調査報告書は調査者の独立性が欠けていること、内容は明らかに偏向していること、そして、当社のコーポレート・ガバナンスに欠陥があることも明らかであるにもかかわらず、この調査報告書を承認する決議に参加しました。このことは、遠藤氏が、一般株主よりも内山家のために動いていることを示し、また社外取締役に必要な客観的な監督能力が欠如していることを示しています。

また、当社は、2022年6月23日、内山氏を取締役候補者とする定時株主総会に付議予定の議案を関連当事者取引に関する疑惑を受けて撤回したにもかかわらず、定時株主総会閉会直後の取締役会において、株主に対する何らの説明責任を果たしていない内山氏を株主総会の承認を経ずにすむ会長にそのまま任命しました。このことは、株主に対する背信行為というべきです。遠藤氏は、不適切な関連当事者取引を行った内山氏の責任を不問にし、おまけに、内山氏の経営への継続的な関与を可能にし、そして、さらなる関連当事者取引を阻止できずにいることは明らかです。

また、遠藤氏は、内山氏に対する疑惑が明るみになった後も、当社が虚偽の事実を公表することを阻止できず、第三者委員会による追加調査においても、「株主により指摘を受けた関連当事者取引その他行為について、法的にも、企業統治上も問題ない」という当初の調査の結論を見直さず、「本取引に対する、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の疑念を

払拭し、更にご安心いただく」なる目的の追加調査を2022年6月17日の取締役会の決議に参加して決定し、内山氏に有利な結果が出るのが必然であるような結論ありきの調査を実施させるなどの対応に終始しています。このような当社の利益に反する対応をしたことの責任も問われるべきです。

さらに、遠藤氏には、当社が適切な成長戦略を策定するよう監督する義務があったにもかかわらずそれを怠ったこと、経営管理能力及び内部統制の欠如、内部告発者の不十分な保護、同社が他社と比べてESG上劣後している点にも責任を負っています。

これらの行為はすべて、コーポレートガバナンス・コードや日本取引所グループの「ハンドブック独立役員の実務」及び経済産業省策定の「社外取締役の在り方に関する実務指針」で定められた社外取締役が担うべきと期待された責務を果たせず、なんらベストプラクティスに合致しないものでした。

以上のとおり、遠藤氏は、一般株主の利益よりも内山家の利益を優先してきました。同氏は、当社の取締役として、内山氏の悪質な行動を監督して一般株主の利益を守るという役割を果たさず、それどころか、内山氏を、株主総会で選任されていないにもかかわらず、当社への影響力と支配力を行使することができ、株主に対して説明責任を負わない有給の役職である当社の会長に任命したことから、内山氏が自身の利益の確保することに、むしろ、同氏は進んで加担していると言わざるを得ません。

引頭麻美氏は、2021年6月に当社の取締役に就任して以来、内山氏と当社との間で行われた利益相反上の問題のある関連当事者取引のいくつかを調査及び監督することができる地位にありました。また、引頭氏は、西村あさひ法律事務所の調査報告書が明らかに偏向しており、当社のコーポレート・ガバナンスに欠陥があることが明らかであるにもかかわらず、引頭氏はこれを承認しました。このことは、引頭氏は、西村あさひ法律事務所より提出された調査報告書は調査者の独立性が欠けていること、内容は明らかに偏向していること、そして、当社のコーポレート・ガバナンスに欠陥があることも明らかであるにもかかわらず、この調査報告書を承認する決議に参加しました。このことは、引頭氏が、一般株主よりも内山家のために動いていることを示し、また社外取締役に必要な客観的な監督能力が欠如していることを示しています。

また、当社は、2022年6月23日、内山氏を取締役候補者とする定時株主総会に付議予定の議案を関連当事者取引に関する疑惑を受けて撤回したにもかかわらず、定時株主総会閉会直後の取締役会において、株主に対する何らの説明責任を果たしていない内山氏を株主総会の承認を経ずにすむ会長にそのまま任命しました。このことは、株主に対する背信行為といえるべきです。引頭氏は、不適切な関連当事者取引を行った内山氏の責任を不問にし、おまけに、内山氏の経営への継続的な関与を可能にし、そして、さらなる関連当事者取引を阻止できずにいることは明らかです。

また、引頭氏は、内山氏に対する疑惑が明るみになった後も、当社が虚偽の事実を公表する

ことを阻止できず、追加調査により「株主により指摘を受けた関連当事者取引その他行為につき問題をないこと」を確認するとして、当社が追加調査を実施する第三者委員会の委員の拙速な指名を主導し、内山氏に有利な結果が出るのが必然であるような調査体制を確立するなどの対応に終始しています。このような当社の利益に反する対応をしたことについても責任を負わなければなりません。

さらに、引頭氏には、当社が適切な成長戦略を策定するよう監督する義務があったにもかかわらずそれを怠ったこと、経営管理能力及び内部統制の欠如、内部告発者の不十分な保護、同社が他社と比べて ESG 上劣後している点にも責任を負っています。

これらの行為はすべて、コーポレートガバナンス・コードや日本取引所グループの「ハンドブック独立役員の実務」及び経済産業省策定の「社外取締役の在り方に関する実務指針」で定められた社外取締役が担うべきと期待された責務を果たせず、なんらベストプラクティスに合致しないものでした。

以上のとおり、引頭氏は、一般株主の利益よりも内山家の利益を優先してきました。同氏は、当社の取締役として、内山氏の悪質な行動を監督して一般株主の利益を守るという役割を果たさず、それどころか、内山氏を、株主総会で選任されていないにもかかわらず、当社への影響力と支配力を行使することができ、株主に対して説明責任を負わない有給の役職である当社の会長に任命したことから、内山氏が自身の利益の確保することに、むしろ、同氏は進んで加担していると言わざるを得ません。

三品和広氏は、2022年6月に当社の取締役に就任した後、株主の支持が得られなかったために選任の対象から撤回された内山氏を、取締役会の一員としての説明責任を果たすことなく会長にそのまま任命するという、株主に対する背信行為ともいえるべき行為に加担し、一般株主よりも内山氏と協調する姿勢を即座に示しました。このことから、三品氏は、今後も不適切な関連当事者取引を行った内山氏の責任を不問にし、内山氏の経営への継続的な関与を可能にし、そして、さらなる関連当事者取引を阻止できずにいることは明らかです。

また、三品氏は、選定委員会の委員として徹底して独立したプロセスで第三者委員会の委員を全て決めなければならなかったにもかかわらず、第三者委員会の委員長の候補を選ぶだけにとどまり、内山氏に有利な結果が出るのが予定されているような調査体制を構築した責任も問われるべきです。

さらに、三品氏には、当社が適切な成長戦略を策定するよう監督する義務があったにもかかわらずそれを怠ったこと、経営管理能力及び内部統制の欠如、内部告発者の不十分な保護、同社が他社と比べて ESG 上劣後している点にも責任を負っています。

これらの行為はすべて、コーポレートガバナンス・コードや日本取引所グループの「ハンドブック独立役員の実務」及び経済産業省策定の「社外取締役の在り方に関する実務指針」で定められた社外取締役が担うべきと期待された責務を果たせず、なんらベストプラクティスに合致しないものでした。

以上のとおり、三品氏は、当社の取締役に就任して間もないものの、一般株主の利益よりも

内山家の利益を優先してきました。同氏は、当社の取締役として、内山氏の悪質な行動を監督して一般株主の利益を守るという役割を果たさず、それどころか、内山氏を、株主総会で選任されていないにもかかわらず、当社への影響力と支配力を行使することができ、株主に対して説明責任を負わない有給の役職である当社の会長に任命したことから、内山氏が自身の利益の確保することに、むしろ、同氏は進んで加担していると言わざるを得ません。

大石歌織氏は、2022年6月に当社の取締役に就任して以来、株主の支持が得られなかったために選任の対象から撤回された内山氏を、取締役会の一員としての説明責任を果たすことなく会長にそのまま任命するという、株主に対する背信行為ともいえるべき行為に加担し、一般株主よりも内山氏と協調する姿勢を即座に示しました。このことから、大石氏は、今後も不適切な関連当事者取引を行った内山氏の責任を不問にし、内山氏の経営への継続的な関与を可能にし、そして、さらなる関連当事者取引を阻止できずにいることは明らかです。また、大石氏は、選定委員会の委員として徹底して独立したプロセスで第三者委員会の委員を全て決めなければならなかったにもかかわらず、第三者委員会の委員長候補を選ぶだけにとどまり、内山氏に有利な結果が出るのが予定されているような調査体制を構築した責任も問われるべきです。

さらに、大石氏には、当社が適切な成長戦略を策定するよう監督する義務があったにもかかわらずそれを怠ったこと、経営管理能力及び内部統制の欠如、内部告発者の不十分な保護、同社が他社と比べてESG上劣後している点にも責任を負っています。

これらの行為はすべて、コーポレートガバナンス・コードや日本取引所グループの「ハンドブック独立役員の実務」及び経済産業省策定の「社外取締役の在り方に関する実務指針」で定められた社外取締役が担うべきと期待された責務を果たせず、なんらベストプラクティスに合致しないものでした。

また、大石氏は、上記のとおり一般株主よりも内山氏の利益と優先させたばかりでなく、以前から当社と取引のある北浜法律事務所のパートナーであることから、真の独立性にも疑問があります。さらに言えば、当社の現監査役の池田辰夫氏は北浜法律事務所の出身であり、また、当社の元監査役であり、かつ元社外取締役でもある佐伯照道氏も北浜法律事務所の出身です。当社と北浜法律事務所との関係が深いことは明らかであり、大石氏の独立性を直ちに疑わざるを得ません。また、池田氏、佐伯氏ともにフジテックに在任中、内山氏と当社との間の関連当事者取引に関する取締役会決議に参加していたことから、独立性有しているかは極めて疑問です。

以上のとおり、大石氏は、当社の取締役に就任して間もないものの、一般株主の利益よりも内山家の利益を優先してきました。同氏は、当社の取締役として、内山氏の悪質な行動を監督して一般株主の利益を守るという役割を果たさず、それどころか、内山氏を、株主総会で選任されていないにもかかわらず、当社への影響力と支配力を行使することができ、株主に対して説明責任を負わない有給の役職である当社の会長に任命したことから、内山氏が自

身の利益の確保することに、むしろ、同氏は進んで加担していると言わざるを得ません。

(3) 第2号議案 社外取締役7名選任について

社外取締役候補者7名の略歴等および同人らを社外取締役候補として提案する理由は次の通りです。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	あさみ あきひこ 浅見 明彦 (1960年4月18日生)	<p>1985年4月 株式会社富士銀行（現みずほ銀行） 入行</p> <p>1996年5月 マサチューセッツ工科大学経営大学院修士課程 金融工学専攻 修了</p> <p>1996年5月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 投資銀行 部門 入社</p> <p>2005年11月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 投資銀行 部門 マネージング・ディレクター</p> <p>2009年6月 ドイツ証券株式会社 投資銀行法人本部 マネ ージング・ディレクター</p> <p>2011年6月 バークレイズ証券株式会社 投資銀行部門 コー ポレート・ファイナンス部長 マネージング・ディ レクター</p> <p>2014年2月 バークレイズ証券株式会社 投資銀行部門 投資 銀行本部長 アジアパシフィック地域日本代表 マネージング・ディレクター</p> <p>2015年3月 バークレイズ証券株式会社 投資銀行 部門 副 会長 アジア・パシフィック地域日本代表 マネー ジング・ディレクター</p> <p>2018年1月 東京大学協創プラットフォーム開発株式会社 パ ートナー特別顧問（現任）</p> <p>2018年12月 HAPSモバイル株式会社 取締役 COO</p> <p>2018年12月 ソフトバンク株式会社 事業開発部</p> <p>2021年6月 ソフトバンク株式会社 顧問（現任）</p> <p>2022年4月 国立大学法人東京大学 財務経営本部（現任）</p> <p>2021年6月 ソフトバンク株式会社 顧問（現 任）</p>	0株
2	あかだ 深田 しおり (1963年12月25日生)	<p>1986年4月 リック株式会社入社</p> <p>1987年9月 株式会社グラフィック入社</p>	0株

		<p>1988年3月 日興通信株式会社入社</p> <p>1992年11月 アテンプマネジメント株式会社代表取締役</p> <p>2000年1月 バウングローバルソリューション株式会社入社</p> <p>2005年10月 テナリス NKK シームレス鋼管株式会社入社</p> <p>2007年10月 ダノンジャパン株式会社入社</p> <p>2011年7月 ジョンソンコントロールズ株式会社入社</p> <p>2014年6月 デュポン株式会社入社</p> <p>2014年11月 ジョンソンコントロールズ株式会社入社</p> <p>2015年10月 日立ジョンソンコントロールズ空調株式会社入社</p> <p>2016年3月 YKK AP 株式会社入社</p> <p>2016年4月 同社執行役員 IT 統括部長</p> <p>2019年4月 同社執行役員デジタル統括部長</p> <p>2020年3月 株式会社ディビエイティングシープ共同創業者 ／最高運営責任者（現任）</p> <p>2021年4月 YKK AP 株式会社上席執行役員最高情報責任者 ／最高デジタル責任者（現任）</p> <p>2022年6月 YKK AP テクノロジーラボ（北米）株式会社取締役 役／最高デジタル責任者／デジタル R&D センター長（現任）</p> <p>2022年9月 株式会社 Surpass 社外取締役（現任）</p>	
3	<p>Torsten Gessner (1963年3月19日生)</p>	<p>1985年10月 Otis 入社</p> <p>1996年10月 United Technologies Corporation, エレクトロニクス・サプライチェーン・マネジメント担当ディレクター</p> <p>2003年8月 Otis Elevator Company ヴァイスプレジデント (欧州サプライチェーン担当)</p> <p>2005年1月 Otis UK & Central Europe サプライチェーン・マネジメント&ロジスティクス担当エリアディレクター</p> <p>2005年10月 ThyssenKrupp Elevator CENE GmbH 最高執行責任者 (COO)</p> <p>2007年1月 ThyssenKrupp Elevator GmbH シニア・ヴァイス・プレジデント</p> <p>2009年10月 ThyssenKrupp Elevator Innovation GmbH 代表取</p>	0株

		<p>締役会長兼 CEO</p> <p>2011年10月 ThyssenKrupp North America, Inc. 代表取締役会長兼最高経営責任者 (CEO)</p>	
4	<p>Clark Graninger (1968年1月27日生)</p>	<p>1991年9月 日本シャフト株式会社入社</p> <p>1995年7月 シカゴ大学ビジネススクール入学</p> <p>1997年6月 シカゴ大学ビジネススクール卒業</p> <p>1997年7月 リーマンブラザーズ入社</p> <p>2000年6月 株式会社新生銀行入行、次長、クレジットトレーディングチーム長</p> <p>2003年9月 株式会社新生銀行、専務執行役員法人部門長</p> <p>2007年2月 アプラス株式会社 代表取締役社長</p> <p>2009年11月 株式会社新生銀行 社長補佐</p> <p>2011年2月 株式会社あおぞら銀行 営業執行役員個人営業部門長</p> <p>2017年8月 ウェルスパーク株式会社 常務取締役、最高ウェルスマネージメント責任者</p> <p>2021年6月 ウェルスパークキャピタル株式会社 常務取締役 (現任)</p> <p>2022年6月 Reboot 株式会社 Co-Founder、代表取締役、COO/CFO (現任)</p>	0株
5	<p>かねこ ゆうこ 金子 裕子 (1975年6月8日生)</p>	<p>2019年9月 公認不正会計士 認定</p> <p>2000年4月 西村総合法律事務所 (現: 西村あさひ法律事務所) 弁護士 (同月より第一東京弁護士会会員)</p> <p>2010年6月 日本オーチス・エレベータ株式会社 法務室室長</p> <p>2016年1月 アルコニックス株式会社 経営企画本部 法務担当部長</p> <p>2020年4月 アルコニックス株式会社 経営企画本部法務・コンプライアンス部長</p> <p>2021年11月 ルネサスエレクトロニクス株式会社 法務統括部 契約法務部コーポレート・カウンセラー (現任)</p>	0株
6	<p>うみの かおる 海野 薫 (1963年5月13日生)</p>	<p>1987年9月 David Polk & Wardwell 法律事務所 弁護士 (1988年5月よりニューヨーク州弁護士会会員)</p> <p>1999年10月 Paul Hastings LLP パートナー</p> <p>2006年2月 J.P.モルガン証券株式会社 常務取締役兼アソシエイトゼネラルカウンセラー</p>	0株

		<p>2008年6月 外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所 パートナー</p> <p>2018年1月 ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ 外国法共同事業法律事務所 パートナー（現任）</p>	
7	Ryan Wilson (1969年9月23日生)	<p>1990年5月 Labatt Breweries of Canada 入社</p> <p>1994年9月 Labatt Breweries of Canada、マネージャー</p> <p>1995年6月 Schindler Elevator Corporation (Canada)、マネージャー</p> <p>1997年6月 Schindler Elevator Corporation (Canada)、リージョナル・ヴァイスプレジデント</p> <p>2003年5月 Thyssenkrupp Elevator Canada Ltd. (TKE)入社 ヴァイスプレジデント</p> <p>2004年10月 Thyssenkrupp Elevator Canada Ltd. (TKE)、シニアヴァイスプレジデント</p> <p>2015年9月 Thyssenkrupp Elevator Canada Ltd. (TKE)、代表取締役社長兼 CEO</p> <p>2018年11月 Jack Cewe Construction Ltd. 代表取締役兼 CEO（現任）</p>	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 浅見氏、深田氏、Gessner 氏、Graninger 氏、金子氏、海野氏および Wilson 氏が社外取締役に就任された場合、同氏らとの間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額と致します。

【取締役候補とした理由】

浅見明彦氏は富士銀行（現みずほ銀行）、ゴールドマン・サックス証券、ドイツ銀行、パークレイズ銀行でシニアインベストメントバンカーとして勤務し、金融業界において39年以上の業務経験を有しています。また、東京大学イノベーション・プラットフォーム、ソフトバンク株式会社において、ベンチャーキャピタル投資やテクノロジー企業への投資に従事していました。コーポレートファイナンスのスキルを活かし、日本の大手企業のコーポレートアクションやディールについて長年にわたって助言を提供してきたほか、大規模なチームのマネジメントやジョイント・ベンチャーの立ち上げなど、優れた企業経営手腕を発揮してきました。

浅見氏は、当社の将来の成長に不可欠な M&A など投資案件の調達、適切な投資先の評価、交渉に貢献することができます。また、当社が資金を投入したプライベートファンドにおいて、当社の資金が最適な方法で投資されているかを監督することにも貢献することができます。

ます。当社は、M&Aに関する社内の専門知識に乏しく、多額のM&A予算があるにもかかわらず完了した案件が多くありません。また、当社には買収額を適切に評価できる人材が不可欠です。浅見氏は、コーポレートファイナンス、M&A、ベンチャーキャピタルの分野で豊富な経験を有しており、当社の取締役として理想的な人物です。

浅見氏は、早稲田大学で経済学の学士号を取得し、マサチューセッツ工科大学でMBAを取得しており、日本語と英語に堪能です。

深田しおり氏は、ITエンジニアとしてキャリアを始め、プロジェクトマネージャー、組織的なデジタル化の推進を、製造業の分野で実行してきました。当社は、製品、社内システムともに技術力・デジタル化の向上が求められており、深田氏は、これらの点について経営陣に指導、検討、助言することが期待できます。また、近年、エレベーターのセキュリティ強化の必要性が高まっており、セキュリティやコンプライアンスに関する深田氏の経験についても当社において役立つはずです。

深田氏は、経営陣とIT戦略について議論し戦略的なデジタル化の計画を実施、監督することも、企業買収に伴うシステム統合などのPMIを扱うこともできる、実践的なデジタル・シニア・マネージャーです。ビジネスアプリケーション、インフラストラクチャ、SOXを含むセキュリティとコンプライアンス、ネットワークアーキテクト、インシデントレスポンスなどの技術的バックグラウンドを持ち、高品質のサービスを提供しつつ、定期的に品質レビューやコンプライアンス監査を行って、安定したオペレーションを提供する能力に優れています。卓越したコミュニケーション能力により、部門横断的なチームと密接に連携し、新しいプロセスの導入、変更管理、運用の立て直し、ビジネス戦略と技術的方向性の双方を整合させる戦略的ITプランを策定・普及させ、IT戦略と事業部間の「ギャップ」を適切に分析し優先順位をつけることができます。組織単位でのKPIの達成に努め、効果的に成果を上げるための人事マネジメント、コーチング、組織作り、チームビルディングといった経営管理に優れています。当社においては、IT市場の調査・分析を経た上での事業の成長と方向性に沿ったIT戦略を立案することが期待できます。

深田氏はサウサンプトン大学で経営管理学の理学士号を取得しており、日本語、英語、中国語に堪能です。

Torsten Gessner氏は、Otis、Thyssenkruppといったグローバルのエレベーター事業者で豊富な業務経験、マネジメント経験を有しており、現在当社が十分に注力できていない、最も利益率の高いメンテナンス事業に注力し、利益率を向上させるという事業戦略において適任の人物です。また、メンテナンス事業、モダンゼーションでは特に重要なサプライチェーン・マネジメントや製造管理の経験も豊富であり、当社における直近の業績急落の原因となったサプライチェーンマネジメントの解決に貢献することが期待できます。Gessner氏は、ThyssenKrupp North America, Inc.の代表取締役会長兼CEOとして、売上高120億ドル、従業

員数 24,000 人の事業体を率いてきました。地域間の調整と協力、従業員の連携強化、事故率の低減により、トップライン売上 20%、純利益 3 倍以上の増加を達成した経験を有します。Gessner 氏の数十年にわたるエレベーター業界での経験と経営実績は、当社のグローバルな成長を描く議論を主導できます。現在、このような経験に裏付けされたスキルを持つ独立取締役がない当社の取締役会において、Gessner 氏が独立性、リーダーシップ、指導力をもたらし、会社の利益率の改善と成長に貢献します。

Gessner 氏は、英語とドイツ語に堪能です。

Clark Graninger 氏は、金融業界で 30 年以上の業務経験を持ち、上場企業（当時）のアップラス社（新生銀行子会社）の代表取締役社長やおおぞら銀行の常務執行役員などの要職を歴任してきた経験豊富なプロフェッショナルです。現在は、東京に拠点を置く不動産テック SaaS である WealthPark 株式会社（wealth-park.com）のフィンテック子会社である WealthPark Capital, Inc.の常務取締役を務めています。

Graninger 氏は、新生銀行において、10 年以上にわたり、専務執行役員、取締役副社長として、新生銀行の法人向け銀行業務を統括しました。あらゆる不良債権投資を監督し、ストラクチャード・ファイナンス取引（ピーク時 50 億米ドル規模）の責任者を務めました。また、経営委員会および与信委員会のメンバーとして、当社のような製造業などの事業会社を含むすべての主要投融資案件の審査・決定を行いました。アップラス社では、CEO として 150 億米ドルのバランスシートの再構築を監督し、事業規模のスリム化とコストの削減などのターンアラウンドを主導しました。

Graninger 氏は、金融業界でのキャリアの中で企業の与信を審査を行う中で、数々の不祥事や創業者一族の影響力に基づく脆弱なガバナンスのシナリオにも直面した経験があり、当社のガバナンスの改善に貢献することが期待できます。

Graninger 氏のコーポレート・ファイナンスおよびコーポレート・ガバナンスの知見は、当社が成長のために M&A を検討する際に役立つと考えられます。

Graninger 氏はミドルベリー大学で学士号、シカゴ大学ブース・スクールで MBA をそれぞれ取得し、日本語と英語に堪能です。

金子裕子氏は、日本を代表する法律事務所である西村あさひ法律事務所、日本オーチス・エレベーター株式会社、総合商社アルコニックス株式会社、日本のグローバル企業であるルネサスエレクトロニクス株式会社で弁護士として主に日本国内外の M&A やジョイント・ベンチャーに関する豊富な法務・コンプライアンス業務に従事し、助言を提供してきました。また、金子氏は公認不正検査士であり、弁護士としてのフォレンジック調査の外、アルコニックス社では子会社従業員による不正会計の調査も行いました。また、アルコニックスグループの子会社において、内部告発の窓口を担当した経験もあります。

加えて、金子氏はエレベーター業界における法令にも精通し、行政対応や事故対応等の経験

も有しています。

そのため、金子氏は、当社の内部通報制度の遵守、コンプライアンスに基づく内部通報文化の確立、及び、関連当事者取引の解消、指名委員会の設置、豊富なエレベーター、製造業での経験を活かした事業戦略の監督、KPIに基づいた経営管理に貢献することができます。

金子氏は東京大学法学部を卒業し、フロリダ・コースタル・スクール・オブ・ローにて法学修士号を取得しており、日本語と英語に堪能です。

海野薫氏は30年以上の法務経験を有しているニューヨーク州の弁護士で、日本では外国法事務弁護士としての登録を受けています。Davis Polk、Paul Hastings、Jones Day、DLA Piperなどの大手国際法律事務所で勤務し、資本市場とストラクチャードファイナンス、M&Aを始めとしたクロスボーダー金融・企業取引を取り扱ってきました。

また、J.P.モルガン（日本）の社内弁護士として、法務・コンプライアンス部門の責任者となり、J.P.モルガンにおけるコーポレート・ガバナンス体制の構築や規制対応に携わりました。また、現在でも、マネーロンダリング防止や汚職・贈収賄防止などの規制やコンプライアンスに関するアドバイスを日本のクライアントに提供し続けています。このようなコーポレート・ガバナンスの推進への豊富な経験に基づいて、当社のコーポレート・ガバナンスを最高のもthingとすることが期待できます。

また、海野氏は、DLA Piperにおいて、サステナビリティおよびESGイニシアチブのアジア担当リーダーであり、ケンブリッジ大学サステナビリティ・リーダーシップ研究所と共同で、サステナビリティに沿ったガバナンスとリーダーシップに焦点を当てたグローバルプロジェクト「Future of Boards」のワーキンググループメンバーでもあります。また、NPO法人のLawyers for LGBT and Allies Networkの理事、セカンドハーベスト・ジャパンの理事も務めています。J.P.モルガンでは、女性社員の登用と定着のためのタスクフォースを率いた経験もあり、当社のESG、多様性と女性活躍推進に大いに貢献できるものと考えられます。金子氏はボウディン大学哲学科を首席で卒業し、コロンビア大学法科大学院で法学博士号を取得しており、日本語と英語に堪能です。

Ryan Wilson氏は、当社と競合するSchindler、ThyssenKruppでの豊富な経験を生かし、当社の利益率と成長性を高めるための新たなビジネス戦略の立案に貢献することが期待できます。

Wilson氏はSchindlerカナダにおいて、買収先企業のターンアラウンドを行った実績があります。また、Schindlerにおいて8年のマネジメント経験の後、ThyssenKruppのカナダ事業を15年以上率い、同社のサプライチェーンの再構築を実現しました。当社の最近の利益率低下はサプライチェーンに大きく関係していると考えられるため、サプライチェーンの再構築の経験を有する取締役が不可欠であるところ、Wilson氏はその豊富な経験を通じて当社に必要な戦略とビジョンをもたらし、高収益事業における当社の競争力を高めることが

できる貴重な人材です。また、Wilson 氏は社長就任後、低収益性にあえいでいた Thyssenkrupp カナダ事業を過去最高の成長率で売上、利益ともに成長させ、カナダ市場で 1 位にしました。また、サービスセンターへの投資や人材開発を積極的に行い、Thyssenkrupp カナダ事業を世界的に見て非常に高い水準にまで、サービスリテンション率、顧客満足度を引き上げた実績があります。当社は新設工事主導の事業モデルが依然として続く中で、独立系サービス会社にメンテナンス契約を奪われている状況にあり、Wilson 氏の Thyssenkrupp での経験が、当社の低いリテンション率の原因になっている、サービス網の再構築、サプライチェーンの見直しによって解決されるでしょう。

Wilson 氏は、ブリティッシュ・コロンビア大学で経済学の学士号を、同大学で MBA を取得しており、英語に堪能です。

(4) 第 3 号議案ないし第 6 号議案について

第 3 号議案 社外取締役の個人別の基本報酬の額決定の件

第 4 号議案 社外取締役に対し事後交付型株式報酬の付与の件

第 5 号議案 社外取締役に対し株価条件付事後交付型株式報酬の付与の件

第 6 号議案 取締役（社外取締役を除く）に対し事後交付型株式報酬の付与の件

ア. 第 3 号議案ないし第 6 号議案に共通する提案理由

第 3 号議案ないし第 6 号議案は、別途提案している現在在任中の社外取締役全員の解任、及び、新たな社外取締役 7 名の選任に関する議案が承認可決されることを条件として、新たに選任される 7 名の社外取締役に対して付与する報酬について承認を求めるものです。

当社の取締役の報酬は、金銭報酬について、2022 年 6 月 23 日開催の第 75 期定時株主総会において、年額 550 百万円以内（うち社外取締役につき年額 100 百万円以内）と承認されており、さらに、2021 年 6 月開催の第 74 期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のため、年額 1 億円以内（これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年 200,000 株以内）の金銭報酬債権を付与することについて承認がなされています。

しかし、当社の中長期的な企業価値の向上を図るためには、取締役会において多様性に富んだ優秀な人材を確保するとともに、社外取締役を含む取締役が一体となって、企業価値を高めるための戦略を策定し、必要な施策を積極果断に講じることが不可欠です。

そこで、請求者は、新たに選任される社外取締役 7 名に対し、その役割に相応しい基本報酬及び本臨時株主総会の開催日の翌日（午前零時）から 3 年を経過する日までの間を対象期間とする中期インセンティブ報酬として、株価条件の設定されていない事後交付型株式報酬及び株価条件の設定された事後交付型株式報酬を付与することを提案いたします。

第 6 号議案は、当社の社外取締役以外の取締役を対象として、本臨時株主総会終了後 3 年間を対象期間とする中期インセンティブ報酬として、株価条件の設定された事後交付型株式報酬を付与することを提案するものです。

イ. 事後交付型株式報酬（RSU）の内容

① 概要

事後交付型株式報酬は、権利付与後一定期間を経過した後、一定の条件を満たすことを条件として、あらかじめ定めた数又はあらかじめ定めた算定方法により計算される数の普通株式を交付する株式報酬です。当社は、ベスティング条件を充足することを条件として、権利を付与された取締役に対し、権利付与日において定める交付株式数の当社普通株式を、ベスティング期間満了後に交付するものとします。

② ベスティング条件

ベスティング条件は、①権利付与日からベスティング期間の満了日まで継続して当社取締役の地位を有すること、及び②ベスティング期間満了日前 20 日間の当社普通株式の東京証券取引所の普通取引における終値の平均値が、権利付与日の前日の終値に対して 20%以上上昇していることです（以下、①の在任条件のみをベスティング条件とする事後交付型株式報酬を「株価条件を設定しない事後交付型株式報酬」といい、①の在任条件及び②の株価条件をベスティング条件とする事後交付型株式報酬を「株価条件付事後交付型株式報酬」といいます）。

ただし、社外取締役に対しては、上記ベスティング条件のうち②の条件（株価条件）を設定しない事後交付型株式報酬と、株価条件付事後交付型株式報酬の 2 種類を付与するものとします。

ベスティング期間満了時において日本の非居住者である取締役については、当社普通株式の交付に代えて、当該取締役に交付されるべき当社普通株式の数にベスティング期間満了日前 20 日間の当社普通株式の東京証券取引所の普通取引における終値の平均値を乗じた額の金銭を交付するものとします。

ベスティング期間満了後における株式の交付は、交付されるべき当社普通株式の数に応じ、現物出資に供するための金銭報酬債権を各取締役に支給し、各取締役が、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより、当社普通株式の割当てを受ける方法により行うものとします。

③ 権利付与日及びベスティング期間

権利付与日は、本臨時株主総会の開催日の翌日（午前零時）とし、権利付与日から 3 年を経過する日までの間をベスティング期間とします。ただし、ベスティング期間の満了前に意に反して取締役を解任され、または取締役に再任する議案が株主総会において否決された場合（法令違反その他本人の責めに帰する事由による解任等の場合は除き、以下「非自発的退任」といいます）には、当該時点をもってベスティング期間が満了したものとみなすものとします。

なお、事後交付型株式報酬は、ベスティング期間である 3 年間の報酬として付与されるものです。また、本提案に基づき事後交付型株式報酬が付与されるのは 1 度であり、毎年又は数年おきに繰り返し権利が付与されるものではありません。

④ 各取締役に対して交付する株式数（以下「交付株式数」といいます）

各取締役に対して交付する当社普通株式の数は、第 3 号議案ないし第 5 号議案において承認可決された当該取締役ににかかる「基準額」を、権利付与日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。以下「基準株価」といいます）で除して得た数（100 株未満の端数は切り捨てる）とします。

ただし、非自発的退任の場合には、交付株式数は、基準額を基準株価で除し、これに権利付与日から退任時までの在任月数（1月未満の端数は切り上げる）を36で除して得た数を乗じて得た数（100株未満の端数は切り捨てる）とします。

⑤ ベスティング期間満了後に付与する金銭報酬債権の額

ベスティング条件を満たした各取締役を支給される金銭報酬債権の額は、交付株式数に、当社普通株式の交付に係る当社取締役会決議の日の前営業日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じて算定します。

⑥ 組織再編又は支配権の変動時の取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、株式移転計画等の組織再編、または支配権の変更に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編または支配権の変更に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認され、ベスティング期間満了前にその効力が生じる場合は、当該承認日をベスティング期間満了日とみなし、ベスティング条件を満たす取締役に対して、交付株式数の当社普通株式又はこれに代わる金銭を交付します。なお、金銭を交付する場合には、当社普通株式に代わって金銭が交付されることとなる当該当社普通株式に係る交付株式数にベスティング期間満了日前20日間の当社普通株式の東京証券取引所の普通取引における終値の平均値を乗じた額の金銭を交付するものとします。

ウ. 第3号議案 社外取締役の個人別の基本報酬の額決定の件 の提案理由

本議案は、上記第1号議案が承認可決された場合に新たに選任される社外取締役7名について、個人別の基本報酬の額の決定を提案するものです。

各社外取締役の基本報酬の額は、当社の企業価値向上を図るための経営戦略の策定、及び経営陣に対する助言に、十分な時間を費やしていただくため、年額12,500,000円（新たに選任される社外取締役7名の総額は87,500,000円）といたしたいと存じます。

エ. 第4号議案 社外取締役に対し事後交付型株式報酬の付与の件 の提案理由

本議案は、当社社外取締役に対し、以下のとおり株価条件を設定しない事後交付型株式報酬を付与することを提案するものです。

株価条件を設定しない事後交付型株式報酬の内容は上記のとおりです。

各社外取締役にかかる基準額は、12,500,000円（新たに専任される社外取締役7名の総額は87,500,000円）とします。

また、各社外取締役にかかる交付株式数は、基準額を基準株価で除して得た数（100株未満の端数は切り捨てる）とします。ただし、その総数は32,500株以内とし、基準額を基準株価で除して得た数がこれを超えるときは、当該上限数を各社外取締役の基準額に対して比例的に配分します。

オ. 第5号議案 社外取締役に対し株価条件付事後交付型株式報酬の付与の件 の提案理由

本議案は、当社社外取締役に対し、以下のとおり株価条件付事後交付型株式報酬を付与することを提案

するものです。なお、株価の上昇をベスティング条件とする趣旨は、株主との利益共有を一層強くすることを意図するものであり、一定の企業業績の達成を条件とする業績連動報酬を意図して付与するものではありません。

株価条件付事後交付型株式報酬の内容は上記のとおりです。

各社外取締役にかかる基準額は、20,000,000 円（新たに選任される社外取締役 7 名の総額は 140,000,000 円）とします。

また、各社外取締役にかかる交付株式数は、基準額を基準株価で除して得た数（100 株未満の端数は切り捨てる）とします。ただし、その総数は 52,000 株以内とし、基準額を基準株価で除して得た数がこれを超えるときは、当該上限数を各社外取締役の基準額に対して比例的に配分します。

第 6 号議案 取締役（社外取締役を除く）に対し株価条件付事後交付型株式報酬の付与の件の提案理由
本議案は、当社取締役（社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対し、以下のとおり株価条件付事後交付型株式報酬を付与することを提案するものです。

株価条件付事後交付型株式報酬の内容は上記のとおりです。

各取締役にかかる基準額は、2022 年度における各取締役の基本報酬の額と同額とします。ただし、その総額は 146,000,000 円以内とし、2022 年度における各取締役の基本報酬の額の総額がこれを超えるときは、当該上限額を各取締役の基本報酬の額に対し比例的に配分します。

各取締役にかかる交付株式数は、基準額を基準株価で除して得た数（100 株未満の端数は切り捨てる）とします。ただし、その総数は 65,000 株以内とし、基準額を基準株価で除して得た数がこれを超えるときは、当該上限数を各取締役の基本報酬の額に対して比例的に配分します。

本提案時点における対象となる取締役の人数は 3 名です。

- (5) よって、請求者は、当社に対し、可能な限り速やかに臨時株主総会を招集するよう請求するとともに、その臨時株主総会の招集にあたっては上記の株主総会の目的事項およびその議案の要領を株主に通知するよう請求いたします。

草々